

## 中小企業金融円滑化法期限到来後の対応方針について

中小企業金融円滑化法は平成25年3月末をもって期限を迎えますが、当金庫の金融円滑化に向けた基本方針については、同法の期限到来後においても何ら変わるものではなく、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、資金繰りや返済条件などのご相談にも積極的に応じてまいります。

### 金融の円滑化を図るための基本方針

大阪信用金庫は、金融円滑化法期限到来後も地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、お客様から返済条件の変更等を求められた場合には、その要請を真摯に受け止め、その解決に向けて、きめ細かな対応を行ってまいります。

### 「金融円滑化相談窓口」の設置

事業性の資金をお借入のお客様や住宅ローンをご利用のお客様からの「資金繰りの安定」や「ご返済条件の見直し」などに関するご相談、ご要望および苦情に対して、柔軟に、より迅速かつ適切にお応えできるよう「金融円滑化相談窓口」を引き続き開設いたします。

営業店

◆受付場所：金融円滑化ご相談窓口(全店に設置)

◆受付時間：9:00～15:00(土日祝を除く)

※得意先担当がお伺いしている場合は、直接担当者にご相談ください。

また、お電話での受付も行っておりますので、お取引いただいている営業店にお問い合わせください。

本店

金融円滑化に対する  
ご相談窓口

◆専用フリーダイヤル 9:00～17:00(土日祝を除く)

☎0120-181-630(担当部署：融資部)

Eメール：enkatu@osaka-shinkin.co.jp

ホームページ上にメールの受付窓口を設置しております。

金融円滑化に対する  
苦情受付窓口

◆専用フリーダイヤル 9:00～17:00(土日祝を除く)

☎0120-731-630(担当部署：業務部)

大阪信用金庫